

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 会社の営業状態により賃借料を減額した場合

Q: 当社は役員から事務所として建物を月額35万円で賃借していますが、業績が悪く、回復の見込みもすぐに立たないため、翌期から当分の間、賃借料を15万円にしたいのですが、税務上何か問題はありますか。

A: 会社側も役員側も、税務上特に問題はありません。

【解説】

(1) 会社側

契約上の賃借料を、双方合意により減額したことによる受贈益は課税されません。

法人税では、一方で受贈益をたてても、他方で支払家賃を認定することになるからです。

(2) 役員側

賃借料変更後に実際に収受する月額15万円を不動産所得の収入金額とすることになります。

ただし、次のような場合には注意が必要です。

① 同族会社との間で、このように行為又は計算をすることによって、所得税の負担を不当に減少させる結果となるような場合

→このような場合には、通常収受すべき賃借料の額をもって、不動産所得の収入金額とされることがあります。

② 賃貸借契約で定められた賃借料を一時的に免除した場合

→この場合には、月額35万円を収入金額として不動産所得の計算を行うことになります。

